

令和元年6月7日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年6月7日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
6番	松岡 忠	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

5番	中野 一郎	7番	金井 浩三
14番	志村 忠昭		

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も昨日に引き続き定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は11名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 門 秀俊君・8番 村井 保夫君を指名いたします。

3名の欠席が出ています。欠席理由にちょっと疑問がありますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時02分

再開 午前9時50分

議員（村井 勉）

休憩前に引き続き議会を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

渡邊 美喜子議員から欠席届に対して抗議文が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に日程第4 諸般の報告として日程第2より先に議事日程にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、諸般の報告を日程に追加し、日程第4として議事日程とすることに決定いたします。

日程第4 諸般の報告。

ここで抗議文を渡邊 美喜子議員が読み上げます。

議員（渡邊 美喜子）

抗議文。12番 渡邊 美喜子。

議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

6月定例会におきまして欠席した議員さんがおられ、大変に残念であります。

す。定例会は、以前からほぼ決まっております。事故や病気などで欠席は仕方ありませんが、台湾の旅行となりますと別であります。議員として自覚が足りないのではないか、ひいては議員軽視でもあります。住民代表であることを忘れてはなりません。

以上の理由で抗議いたします。

令和元年6月7日、渡邊 美喜子。

以上でございます。

議長（村井 勉）

この抗議文を海外より帰国した本人に手渡した上、事情を聞き、欠席議員2名に対してしかるべき対応をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

日程第2 本日配付しております議案の訂正請求書の件についてを議題といたします。

議案の訂正理由の説明を求めます。

教育課長（竹田 光芳）

失礼いたします。貴重な時間をいただき有難うございます。

去る6月4日、提案をいたしました議案の一部につきまして誤りがございましたので、本日ご配付させていただきましたように議案の訂正請求書を提出させていただきました。

内容についてご説明させていただきます。

議会初日に議案第4号として提案させていただいた議題、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター条例の制定についてでございます。

添付資料でつけておりますA3判の資料、3ページの方をお開き下さい。

右が訂正前、左が訂正後でございます。このうち附則第3項で一部訂正することとしております、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1中、文化財保護委員の報酬額欄につきまして同上を示す「ㄥ」字点、2万5,500と掲載しておりましたが、年額2万5,500の誤りでした。よって、多度津町議会会議規則第20条の規定によりまして、本議案の一部訂正を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

ただいまの議案の訂正請求書の件について、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって、議案の訂正請求書の件については許可することと決定しました。ま

た、6月11日の総務教育常任委員会でご審議いただきますようお願い申し上げます。

日程第3 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁の時間を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、6番 松岡 忠君。

議員（松岡 忠）

おはようございます。6番 松岡 忠、令和元年最初の一般質問をいたします。

高齢化が進む中で、日常の生活に欠かせないのが交通手段であります。私が住んでいるのは四箇地区の外れの山階であります。近くに食料品店がなく、買い物をするには町まで出かけなければなりません。このことは、白方地区の全域と豊原の一部の地域も同じだと思います。

昨年、交通手段に関するアンケートを実施しておりますが、無作為に2,000世帯と聞いております。該当者の答えの中には、子供と一緒に住んでいる家族、近くに子供が住んでいる家族は必要がないと思うと答えたと思います。しかし、先ほど述べた地域に生活している交通手段を持たない高齢者夫婦世帯、高齢者のひとり世帯の方は深刻な問題であります。また、近年話題になっている高齢者の交通事故問題にも関連して免許証の自主返納が促されている中で、返したくても返せない、返したら生活ができなくなると考えている高齢者が多くいるのが現実ではないでしょうか。

丸尾町長も議員時代にコミュニティバス等の運行に関して質問をした経緯がありますが、その時は維持管理費が年4,000万円強必要であり、当時の財政状況を考えて諦めた経緯があったと以前の答弁で答えています。

多度津町の財政状況は、以前のままで今も厳しい状況が続いていますが、今回今まで80歳以上に配布していたタクシー券を75歳以上に1万円にして、交通手段のない高齢者の配慮は良かったと思います。これで私の住んでいる地域からは、町内のスーパーへは約5往復の買い物はできると思います。月2回の買い出しとして、2カ月半で終了です。私は、個人に対してのいわゆるバラマキ制度ではないかとの思いです。一人のためでなく、みんなのために貴重な町財源を使われることをお願いするものであります。それが、今まで多くの議員が質問してきた公共交通機関の導入であります。いま一度、この問題に取り組むべきではなかろうかと思えます。

当初に記載した住民アンケートを実際の必要としている家庭を対象に行うことはできないでしょうか。苦しい財政の中、難しいと思いますが、一考をお

願いするものであります。と申しますのも、このような状況の中で、多度津駅の跨線橋にエレベーターを設置するとの考えを表明していますが、果たしてエレベーターが必要であると考えている利用者がどれくらいいるのでしょうか。対象者は、歩行困難者である障害者及び高齢者またはけがをしている方だと思います。しかし、跨線橋まで歩いていける人は、跨線橋を渡れる方ではないでしょうか。

私は、エレベーターが必要ないとは思いません。必要としている方がいるのは確かだと思し、付けなければならないとも思いますが、その工事費用が2億5,000万円と聞けば、少し考えも変わっていいのではと考えます。先ほど述べた生活弱者の数とこの跨線橋の利用者の数を考えれば、どちらの方が多いでしょうか。

また、この跨線橋問題は、JRとの協議が必要なことは重々承知していますが、多度津町とJRが対等に協議できているのか、いささか疑問があります。跨線橋の本体の建設においてもJR主導があったように思われますが、もう少し多度津町発展のためにJRは協力してもいいのではないかと思います。多度津駅前開発事業についても、JRの協力なしでは進んでいくのに相当の時間が、いや年数がかかるのではないのでしょうか。

多度津町においては、これから庁舎建設やホール棟建設並びに旧施設の解体等、多くの費用を要する課題が迫っております。これらはどうしてもやらなくてはならない事業です。

そこで、質問します。

多額の資金が必要な少数の利用者の跨線橋のエレベーターが先になるのでしょうか。多くの町民が必要としている公共交通機関の充実が2番目になるのでしょうか。明確な答弁をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の緊急避難路のエレベーター設置と公共交通機関の充実についてのご質問について答弁をさせていただきます。

緊急避難通路である多度津駅の跨線橋エレベーター設置事業につきましては、跨線橋の整備が完了した後に多度津駅周辺地区都市再生整備計画に位置づけ、平成30年度より実施しているものでございます。この整備計画は、策定や変更をする際には議会に報告し、各事業の年次計画に基づき、年度ごとの予算の承認をいただきながら進めているもので、今年度はエレベーターの詳細な設計と工事の実施を計画しているところでございます。

このエレベーター設置の主な目的は、跨線橋をより多くの方に使ってもらえるよう跨線橋のバリアフリー化を行うものであります。平成18年に改正された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき平成

23年に示された国の基本方針では、1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の駅は原則バリアフリー化の方針が示され、多度津駅もその対象となっております。新たに整備した跨線橋は、駅構内の施設ではありませんが、多度津駅に併設する形で多くの駅利用者に使っていただいておりますことから、町といたしましては駅同様バリアフリー化が必要であると考えております。

なお、跨線橋は平成29年3月に町道認定されており、多度津町移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例第11条2項には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設にはエレベーターを設けるものとなっていることから、エレベーターの設置を行うこととしております。

また、町の立地適正化計画などでは、駅周辺の地域が将来にわたって行政や民間の施設の立地が維持されるべき地域に位置づけられております。ご存じのとおり、駅の東側の町有地においては、新庁舎とホール棟の整備を進めており、駅周辺の地域において新庁舎、ホール棟と駅舎を含む周辺施設の間の円滑な移動を確保することは大きな課題であると考えております。このような課題を解決する手段として、跨線橋へのエレベーター設置は必要不可欠なものであると考えております。

一方、この跨線橋は、高齢の方、障害がある方、けがをされている方、妊娠されている方、小さい子供をお連れの方などはもちろんのこと、駅を利用する重い荷物を持たれた方や自転車で移動する方など、様々な利用者を想定しております。

駅の東西を往来する人数は、平成29年度に旧の跨線橋で調査したところ、平日1日平均約800人という結果になっております。跨線橋の整備とエレベーターの設置を行うことで、駅利用者や駅の東西を通行する方の利便性、安全性が向上するだけでなく、今まで跨線橋を通行することができなかった方も利用することができるようになり、より多くの方にご利用いただけるのではないかと考えております。

次に、JR四国との協議状況についてでございますが、跨線橋へのエレベーター設置工事業主体は町でありますことから、町が主体となり協議を進めております。しかしながら、駅西側に設置するエレベーターは、JR四国の敷地内に建設しなくてはならないため、JR四国の施工承諾が必要不可欠でございます。また、施工時には大型クレーンの使用が想定されることから、JR四国の建物や架線への影響を配慮した綿密な施工計画が必要でございます。これらのことを踏まえ、JR四国とは昨年度の予備設計時から現地確認や協議を10回程度行っております。現在、JR四国とエレベーター設置工事業の着手に向け、最終的な協議を行っているところであります。今後とも

エレベーター設置事業を円滑に進めることができるよう努めてまいります。  
また、人口減少や高齢化の進行による交通弱者の増加に対応し地域公共交通を考えていくことは、多度津町のみならず地方自治体にとって喫緊の課題であります。特に、持続可能な地域公共交通に関する施策には、綿密な調査が必要で、その問題点を洗い出し、分析し、その地域の実情に合致した具体的施策に結びつけることが重要です。

また、議員おっしゃるとおり貴重な財源を配分するため、平成29年度に実施いたしましたアンケートですが、それは町民全体の中で、どの世代にどの程度必要なかを検討するために無作為の2,000世帯に配布したものであります。その結果として、多度津町を5地区に分け、また年齢ごとの数値もお示しいたしましたが、約81.8%の方が自分で運転するか、家族が運転して目的地に移動するとお答えになり、次いで自転車が11.4%、JRが3.6%、バイク、原付が2.9%、タクシーが2.7%、徒歩が2.6%となっております。つまり統計上では、町の人口約2万3,404人のうち約2.6%、608名の方が徒歩で目的地まで行かれていることとなります。また、議員がご心配されております買い物に絞りますと、出かける主な目的が買い物と答えられた方は38.9%でしたので、約237名の方が車の必要性及び所有の有無にかかわらず買い物時に徒歩であることが推測されます。

今後この数値が増えていくことは推測されますが、予算には限りがありますので、議員ご指摘のようにバランスよく貴重な財源を配分するために、現在は75歳以上の方、約3,720名の方に福祉タクシーとしての助成を行うといった施策を行っております。

交通弱者にとって本町がより優しい町になっていくためには、緊急避難路のエレベーター、福祉タクシー、それぞれに施策としての意味がありますので、どちらが先とかといった議論ではなく、バランスよく多くの町民の方が必要としている施策を必要に応じて行っていかなければならないと考えております。

また、先ほど議員の質問の中にもありましたように、私も議会議員の時にコミュニティバスの必要性について一般質問で述べたことがあります。今回のアンケート調査におきましては、コミュニティバスの導入を求める方は多かったのではありますが、そのご要望の中に停留所を家から近いところに置いて欲しいとか、運行便数を増やして欲しいとかの要望が多くありました。この運行便数を増やすということは、要望の中には乗ってそんな長い時間バスに乗らずに目的地に着きたいという願いの中です。

そういう中で、当町はご存じのように24.39平方kmの町であります。そういう狭い道路状況を考えると、今でも渋滞を引き起こしている箇所がありま

す。そういう中で、もっと渋滞を引き起こす可能性も高く、住民のニーズを考えるとコミュニティバスではなくてタクシーの方が良いのではないか。今先ほど申しましたように家から近いところ、そして乗ってる時間も短く、短い時間で目的地に到達できる、そのような公共交通を利用して欲しいというご要望だと思っておりますので、そのニーズを考えるとコミュニティバスよりも今回試験的に福祉タクシーを少し充実をして、これまでは80歳以上の方で5,000円でしたけども、それを75歳以上、5歳年齢を下げた金額も1万円ということにいたしました。

そして、試験的な施策でありますので、これをもう一度考えてみよう。その間にコミュニティバスを運行する、その時どのような運行の仕方があるのか、町民のニーズに応えることがまず一番でありますので、今、近隣でもマイクロバスを運行しているところがあります。タクシー会社が怒って、タクシー会社にやめろって言われてるという町とか、それから空バスだと言われてる、そして空バスというのはバスに乗ってないって言うことです。その中で、町民の大事な税金を無駄遣いしていいのかという声も多く聞いております。そういうことも鑑みて、多度津町の町民の皆様の住民サービスの向上につながるの何がいいのか。

当町は、今まで他の地域がコミュニティバスだから、当町も右に倣えをしなければいけないということではないと思っております。多度津町では多度津町で独自の公共交通体系をつくってあげれば、そのことが町民の皆様の幸せの向上につながり、住民サービスの向上につながるのであれば、それを私どもは模索していかなければいけないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

町長の答弁有難うございます。

私の今の質問の中には、跨線橋のエレベーターと車の話を出しました。先に跨線橋の方から再質問したいと思っております。

計画当時800人という数字が出ております。今できて1年ぐらいになりますかね。今の現状は何人ぐらいが利用しているのか、それをお聞きしたいと思います。

政策観光課長（河田 数明）

議員のただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど議員の方から言われました800人、これは旧の跨線橋の時に調査をしておるものでございます。当時、平成29年11月27日から平成29年12月3日まで、この期間に朝5時から翌朝の1時までの調査をした中で、平均値として1日の通行量が800人ということで試算しております。ただし、跨線橋ができ

たのち調査を行っておりませんので、今何名の方が通られておるということは今ご答弁できることではありません。大変申し訳ないですが、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

跨線橋を造りました。その費用は約8億円。町民の皆さんは、跨線橋そのものはできてよかったと。その費用が、そういう金額が出た時にどう思われるのでしょうか。そういう多くの金額を出した跨線橋の利用状況を把握していないということは、ちょっとどうかしてるんじゃないかとは思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の再質問にお答えをしてみたいです。

当初、この跨線橋というのは6億8,000万円の工事費の予定でありました。ところが、2回にわたり上がってきました。この跨線橋はJRの線路を跨ぐということで、この建設はJR四国さんじゃないとだめだという中で、町が主体的に建設に係った訳ではありません。それは、そういう決まりになっている、国の方で決められているということでありましたので、町はJR四国さんをお願いをして、当初6億8,000万円の予算で始めるということになりました。それから上がってまいりました。

その中で、1度目は鳥害、鳥の害、鳥が当たってそういう害が起こったらいかんということで7,500万円ぐらいの予算の追加がありました。そして、そのことに関しては、向こうもこれを入れてなかったのは申し訳ないということで、これは最初から入れておかなければいけない予算でしたということで、その予算だけは、その時は議会の承認をいただきました。その時に議員の皆様方も、急にこれだけの予算を上げてくるのはいかなもなかっていうご意見もいただきました。しかし、町としては、これは必要なものだと思ったので、その金額だけは上げました。その後、2～3カ月後に1億2,500万円ぐらいの予算のアップを上げてきました。その時は、意味が分からなかったもので、そんな馬鹿なことではできませんということで突っ返しました。そして、それをずっと強行に突っぱねて、それはそれで何も上がってこなかったですね。ということは、あれは一体何だったんだろうなというJR四国さんに対する不信感というのはあります。その後、JR四国さんの上層部の方から私の方にお詫びがありました。若い社員が間違った計算をして申し訳ありませんという風なお詫びの言葉がありました。それで、合計していくと7,800万円ぐらいだったと思います。官工事にはそれだけの費用がかかったことになっております。

今でも普通のJR四国、線路を跨がなければこれほど高くはなかったと考え

ております。それは、他の市町ともお話をした中で、やはり皆さんそれぞれに思いがあって、これ以上余り詳しく言うところとちょっと語弊が起こってくると困りますので、そういうことがありました。それで、普通の工事費よりも高いなあということは感じております。

以上で答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

ご質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、事業を行った際にはP D C Aサイクル、確かに事業の成果を検証することが望ましいことではございます。しかしながら、今回そういう風に通行量の調査を行っておりません。貴重なご意見といたしまして私どもも検討させていただき、実施の方向の方で話は進めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

先ほどの町長の答弁、私分かっております。J Rの方は実際の金額の1.5倍から倍ぐらい余分にかかるというのは私も知ってます。その中での跨線橋の今回町の方で2億5,000万円という、それもはっきり分かりませんが、それぐらいは要るんでなかろうかなという設計をやっていると思いますが、町の設計の金額以外にJ Rに払う補償金額、この辺のことはいつ分かるのでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

本エレベーターの設置に関しまして、J R四国さんへの補償というのはございません。しかしながら、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、西側のエレベーター、こちらに関しましてはJ R四国さんの用地内に設置することになります。従いまして、それに至る進入道が必要になります。その用地に関しましては、近接の町有地の交換ということでお話を進めさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、課長の答弁にありましたが、補償はないと。用地使うのに補償はないというのはちょっとおかしいんじゃないかなあと思います。

私が申し上げたいのは、跨線橋は本当に必要です。どうしても絶対要るものだと思います。エレベーターが近々にどうしても必要でなかろうかという理由づけがどんなものかなあ。町長がお答えいただきましたが、今から庁舎建設とかホール棟建設、旧庁舎の解体等の事業費が多く要ります。それに伴

い、色んな面で余分な仕事も出てくるかと思います。今のエレベーターの利用者数の中で、本当にエレベーターが必要であるという人が果たして何人ぐらいおられるのか、それがお聞きしたいかなと思います。

町長（丸尾 幸雄）

私の先ほどの答弁でも申し上げましたけども、エレベーター、跨線橋を渡る人数が云々ということではありません。そうじゃなくて、今駅もバリアフリーを行う。これは、駅舎のバリアフリーはJ R四国が主体になってますので、私どもは早くして欲しいと願っています。そのためには、今の私どもの跨線橋のエレベーターも必須だと、どうしても必要だと思っております。その跨線橋のエレベーターを利用して、今度J R四国の駅舎の今のような駅舎のじゃなくて、もっと利便性の高い跨線橋を活用できたような駅舎にしたいという願いの中で、J R四国さんと今交渉を進めております。そういうJ R駅舎のバリアフリーに関すること。

もう一つは、今の都市再生整備計画、それから色んな整備計画がありますけども、それは駅の周辺の活性化です。賑わいをつくるということ。駅の周辺の賑わいを創出するということは、当然跨線橋を通る方も多くなります。東西を跨ぐ跨線橋の重要性というのは、非常に高まってくると思います。その中で、体の不自由な方とか、また様々な方々に自由に使っていただけるためには、エレベーターは必要なものだと思っております。

ちなみに、もう一つ言わせていただきますと、今回新たに町役場と、それから福祉センターを合築した建物は、全てバリアフリーじゃなくて・・・ユニバーサルデザインで行おうと思っております。それは、バリアがない施設なんです。これからの社会というのは、バリアがない社会、ユニバーサルデザインの考えを取り入れたものになってくると考えています。

その中で、駅舎に関しまして、またエレベーターに関しましては、これはバリアフリーにする必要があると考えております。今J R駅舎のバリアフリーに関しまして、もう何年も前から私が町長に就任させていただいてからの、ずっと継続してJ R四国さんと話をしていることでもあります。まだできていないのは残念なことでもありますけども、早い早期の実現を目指しているところでもありますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員（松岡 忠）

ただいま町長の方でバリアフリー化、これは国の方で決まった話で必要でなかろうかなというんは私も思ひます。私もエレベーターがあつたらいかんと言うんでなく、エレベーターを利用する人が、今は跨線橋を渡るだけの人でなかろうかなあと。駅舎の方で駅のホームに降りるエレベーターは、J Rが考えていると。それは考えているで、いつ頃になるんかなあと。

私が思いますには、JRのエレベーターを発注する時に、同時にこちらの跨線橋の方のエレベーターを発注したらどうでしょうか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員さんの再々質問にお答えをしまいたすけども、跨線橋ができておりますので、町民の利便性を考えると今やっておかなければいけないと考えております。いつ造るかということよりも、造るか造らないかです。だから、今の跨線橋にエレベーターは必要だと考えておりますので、それは造らなきゃいけないと思います。その時期が、JR駅舎のバリアフリーができた時に同時にするというような今お考えだったと解釈しますが、そういうきちんとした、まずはそういうことはなかなか難しいと思いますし、どうしても造らなきゃいけないものだったら早く造ってもいいんじゃないか、同じことですね、と思っております。

それと、先ほど申しましたように東西を結ぶ跨線橋っていうのは、当然、駅舎のバリアフリー、それから町の活性化のためには必要なものだと思っております。たくさんの方が東と西へわたる時にエレベーターというのは必要だと思っております。ご理解下さい。

議員（松岡 忠）

あと8分ないな。

今町長がおっしゃられたバリアフリーの絡みでエレベーターが必要などいうんは私も理解しております。ただ、今の町の財政の中で、そこまですぐにする必要があるかなと思っております。

2点目に入りたいと思います。

1つ飛ばして、各地区の公民館についてであります。

四箇公民館、白方公民館、豊原公民館は、多くの住民が地域の活動の場所として利用しています。各地区においては、唯一の多度津町の施設でもあります。各施設につきましては、築年数からも今後のあり方を考えなければならぬ時期に来ていると思いますが、そのお考えはあるのでしょうか。

元気な高齢者の集まる場所でもありますし、高齢者社会対策の認知症予防にもなるのではないのでしょうか。多度津町の老人クラブには、90歳を超えていてもねんりんピックに参加している元気な方もいます。地域の施設の充実を図り、医療費の削減を目指した政策も必要かと思いますが、お考えをお聞かせいただきたく質問いたします。よろしくお願ひします。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の各地区公民館についてのご質問に答弁をさせていただきます。公民館は、社会教育法によるとその目的として、公民館は市町村、その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種

事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとされております。

本町においても公民館では、各種講座が実施されるだけでなく地域住民の日常生活に密着して、地域の人々の生活に根差し活動する重要な社会教育施設の一つとして捉えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり各施設につきましても建築より35年が経過し、老朽化による修繕の必要な箇所や生活様式の変化により改修が必要な施設もございますので、今後も優先順位をつけ、必要な修繕や改修を図ってまいらうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

松岡議員の各地区の公民館についての質問に答弁をさせていただきます。

公民館におきましては、公民館活動として様々な教室や行事が催されておりますが、高齢者に対する施策としましては、町全体の方針を協議する第1層の「たどつ支え合い笑顔の会」を中心に各小学校区において第2層の協議体がございます。

多度津地区においては、平成30年5月に「たどつ助け合いの会」として、その他3地区においては、平成30年12月に豊原地区、「豊原支え愛ネットワーク」、四箇地区、「四箇ささえあいの会」、白方地区、「チーム白方」を発足しております。それらの協議体において、既に高齢者通いの場事業を実施している地区もありますし、他の地区においても協議検討している状況であります。

当事業については、公民館のみならず自治会館や個人宅において既に実施しているところがあり、それらの団体には運営費の補助を行っております。今後も当事業の普及啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

あと3分。

私の公民館での話は、一つはトイレの問題なんです。和式トイレが多くて、きょうび家庭でも洋式トイレになつとるところがたくさんあると思います。公民館に、せめてトイレの改修だけでもしていただきたいというのが私の要望にしときます。

それで、もう一問ありましたけど、時間の都合で割愛させていただきますが、最後に一言、本議会で2名の欠席議員がいたことについては、私自身は、議員として議会より国外旅行を選んだ議員がいたことは納得できません。議員としての自覚に欠けていると思います。

余分なことを言いましたが、これで私の一般質問を終わります。

ご答弁誠に有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

開会は10時55分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2番 門 秀俊君。

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊。一般質問をさせていただきます。

まず1点目、今期開催の瀬戸内国際芸術祭2019についてです。

そして2点目、ふるさと納税について質問させていただきます。

1点目、瀬戸内国際芸術祭2019についてお伺いいたします。

3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭2019は、本町高見島で3回目の参加となりますが、2013年、2016年と2万人以上の多くのお客様がご来場されています。また、今回開催期間が、前回30日間より8日間増え38日間の開催期間となっております。また、昨日ご報告いただきました春の開催された地区では、多くの来場があったとお伺いしております。スタッフ、関係者の皆様もおもてなしの心を持って多くのお客様をお迎えし、多度津と高見島の良さを感じていただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

高見島での屋内、屋外での展示の数は幾つありますか。屋外での開催期間終了後、展示物は継続されますか。前回と同様もあると思いますが、新しくできる作品は幾つありますか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の瀬戸内国際芸術祭2019における屋内、屋外での展示の数等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本芸術祭における作品展示数につきましては、屋内展示作品が9作品で屋外展示作品が3作品の合計12作品が出展されることとなっております。

次に、屋外での開催期間終了後の作品の継続の有無についてでございます

が、基本的に作品は開催終了後には原状に戻す、すなわち会期中のみの作品展示が原則でございます。継続作品につきましては、屋内作品、屋外作品を問わず本芸術祭が閉幕した後、県実行委員会が決定をし、通知されることとなっております。

なお、継続された場合は、屋外作品については常時公開、屋内作品については原則一般公開ができないこととなっております。しかしながら、県実行委員会主催によるART SETOUCHIなどのイベントにおいて特別に公開することはございます。

次に、作品についてでございますが、継続作品としては「除虫菊の家」、「うつりかわりの家」、「時のふる家」の3作品がございます。今回新しくできる作品につきましては9作品で、9作品の中には継続して出展されている野村 正人さんの作品が模様替えをして出展される予定ともなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

続きまして、交通機関の利用は前回同様で駅から港、高見島からの東西の島への航路の手段、また車で港の駐車場の確保はどのようになっていますか。今回は、それ以外で何か工夫されていますか。ご答弁お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

交通機関についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津駅と多度津港の区間につきましては、2016年開催時同様にシャトルバスを運行する予定となっております。また、徒歩によって移動される方が分かりやすいように、駅から本通を経由して港までのぼりを設置することとしております。

次に、多度津港から高見島への航路につきましても、2016年開催時と同様に11時便を増便し、1日5往復いたします。また、本島、高見島、粟島間の横の臨時航路につきましても開設を予定しております。

次に、車でお越しの方への駐車場につきましても、2016年と同様にさぬき浜街道沿いの港湾施設を臨時駐車場として利用することとしております。また、平日限定として町民スポーツセンターの駐車場を、休日限定として町役場第2駐車場も利用できるように準備いたします。しかしながら、多度津港近辺に駐車できる台数が少ないことから、ガイドブックなどでできるだけ公共交通機関の利用を呼びかけたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

続きまして、瀬戸内芸術祭期間及び前後での島民への説明はどのようにされていますか。ご答弁をお願いします。

政策観光課長（河田 数明）

島民への説明についてのご質問に答弁をさせていただきます。

島民への説明につきましては、先月25日に高見島いこいの家におきまして、町実行委員会主催で本芸術祭総合ディレクター北川 フラム様、京都精華大学内田教授様、県実行委員会などをお招きし、北川 フラム総合ディレクターによる本芸術祭の作品展開の説明及び県実行委員会による概要説明などを行う高見島住民説明会を開催したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

また、期間中のスタッフの確保、ボランティアへの依頼状況はどのようにされていますか。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

期間中のスタッフ確保、ボランティアへの依頼状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の屋内作品数は、前回の4作品から9作品に増えており、受け付け業務だけでも倍増いたします。多くのスタッフが必要になることから、今後町内の事業所や団体及び周辺の大学などに協力を依頼するとともに、町内外にボランティアスタッフの募集を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

開催期間、高見島以外での多度津町での催しの予定は。同様に佐柳島へのアピールはどのようにされていますか。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

開催期間中における島外での催しの予定及び佐柳島へのアピールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本芸術祭では、新しい県内連携事業として現在芸術祭の会場を持つ各自治体が推薦する場所をめぐるスタンプラリーが実施されており、多度津町では佐柳島、西浜及び本通地区、金剛禅総本山少林寺を連携地区としております。

また、開催期間中の催しにつきましては、今後当該地区と協議を行うこととしております。そのような中、佐柳島へのアピールにつきましては、多度津

町地域おこし協力隊が佐柳島に特化したマップを作成しておりますので、そのマップなどを活用して情報の発信に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

瀬戸内国際芸術祭での予算の割合は。本町、県での比率構成などはどのようになっていますか。よろしく申し上げます。

政策観光課長（河田 数明）

芸術祭での予算の割合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

芸術祭での町からの支出といたしましては、県実行委員会への参加負担金として平成29年度に100万円、平成30年度に325万円を支出しており、本年度にも325万円を支出する予定になっておりますので計750万円を支出することになります。また、町実行委員会への負担金として700万円を、横断航路事業負担金として39万7,000円を本年度に支出する予定となっておりますので、芸術祭での支出は合計1,489万7,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

今回3回目の芸術祭ですが、過去の数字を見ると少し減少していますが、今回春の開催では新聞では多くの方が来場されたとされています。秋に向け、広告、告示などの予定はどのようなご予定でしょうか。よろしく願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

来場者が減少しているが、秋に向け、広告、告示などの予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員が言われるとおり、来場者数は2013年が2万4,371人で2016年が2万1,028人となっており約3,300人減少しております。2013年には市村富美夫＋中川裕孝＋テキスタイル研究室の作品「畏敬・よみがえる失われたかたち」いわゆる黄色い旗プロジェクトで町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童・生徒及び多度津高校生有志による作品を展示したため来場者が多かったものと推測しており、2016年ではそのような作品が出展されなかったことから来場者が減少したものと推測しております。

今回は、前回、前々回に比べ1週間程度会期が延長されることやマスメディアなどの瀬戸内及び芸術祭の紹介などが行われていることから、外国人旅行者などの増加も予想されます。このようなことから少なくとも2013年の芸術祭と同程度もしくは若干上回る来場者を見込んでおります。

なお、広告などにつきましては、新聞社や中讃ケーブルビジョンなどに対し可能な限りの積極的な情報発信を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

高見島でのトイレの数をお伺いいたします。

たくさんの来島者が来られると思いますが、水洗トイレの現状を教えてください。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

高見島での水洗トイレの現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高見島でのトイレの数につきましては、昨日の渡邊 美喜子議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、常設トイレが高見港待合所、高見いこいの家、高見島研修センターにあります。

高見港待合所には男性用が1基、女性用が2基及び身障者用が洋式1基あります。高見いこいの家には、男女兼用で洋式水洗が1基、高見島研修センターには、男性用和式水洗が2基、女性用和式水洗が3基あります。

なお、高見島研修センターより上では、個人宅の水洗トイレが3カ所ありますが、現在調整中でございます。

なお、前回同様、高見港隣接町有地に仮設トイレとして和式2基、洋式2基を設置する予定としております。

いずれにいたしましても、トイレの場所が来場者に分かりやすいように表示を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

各質問に対してご丁寧にご説明、ご回答有難うございます。

瀬戸内国際芸術祭2019の成功を皆様の力を合わせて頑張りましょう。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

ふるさと納税についてお伺いいたします。

ニュースなどで話題となっている他市他町など過度な返礼品が話題となりました。本町でも色々な工夫をされていると思います。そして、本町でもたくさんのお客様から寄附をいただいていると思います。

そこで、質問をさせていただきます。

前年度の実績について寄附金での返礼品と手数料の実績はどのようになっていますでしょうか。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ふるさと納税における昨年度の寄附金、返礼品、手数料の実績についての

ご質問に答弁をさせていただきます。

平成30年度中のふるさと納税による寄附件数は6,250件、寄附総額は1億2,400万6,000円でした。この寄附に対しまして返礼品の調達に係った経費が約4,200万円、寄附申し込みの窓口として活用しております各種ふるさと納税ポータルサイトの利用料、決済手数料、広告費などの経費の合計額が約1,300万円でしたので、寄附総額の約55%に当たる約6,900万円が各種まちづくりに生かされているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

続きまして、多度津町の地産地消など規制が厳しくなったと思いますが、返礼品の増減はありますでしょうか。お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

総務省のふるさと納税に関する規制による多度津町への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

従前より町では、総務省が制度創設当初より示しておりました、ふるさと納税の趣旨に沿う形で寄附の受け入れ及び返礼品の送付等を行っていたところでしたが、議員ご質問のとおり近年総務省によるふるさと納税制度の見直しが行われ、新たに返礼品の産地や返礼品調達に係る経費面などに関して規制が行われるようになったところがございます。

今回の規制に伴い、平成30年12月末時点で返礼品として取り扱っていた102品目全てにつきまして返礼品提供事業者の協力のもと、産地の調査や調達金額の調整などを行い、44品目の取り扱いを中止いたしました。

なお、本年5月末現在では、新たに登録された25品目の返礼品も含め83品目の返礼品を取り扱っており、本年6月1日から来年9月末までの寄附についても総務省によるふるさと納税制度対象自治体の認定を得て寄附を募っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

今後、多度津町での返礼品での強みを出せる商品の見込みはありますか。

お願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

多度津町の強みを出せる商品の見込みについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、人気の返礼品でありますエキストラバージンオリーブオイル「蒼のダイヤ」や上乾ちりめんを含め返礼品につきましては、多度津町や香川県をP

Rできるものを取り扱うこととしております。

これまでも町内各事業者の皆様と協力しながら返礼品ラインナップの充実を図ってきており、現在は町内の宿泊施設や体験施設の利用券など寄附者の方が多度津町へ実際に足を運び、多度津町の魅力を肌で感じていただけるような返礼品も取り扱いを行っております。引き続き寄附件数や寄附金額の増加のみならず、ふるさと納税をきっかけとした多度津町の交流人口拡大、関係人口の増加なども視野に入れ、町内事業者の皆様のご協力のもと多度津町の強みを生かせるような返礼品の開発に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

済いません。

以上、2番 門 秀俊、一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって2番 門 秀俊議員の質問は終わります。

次に13番 尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和元年6月多度津町議会第2回定例会におきまして町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、新漁業法による町沿岸漁業者と漁協経営への影響について、2点目に種子法廃止に伴う町内、JA、生産農家への影響についての2点を一般質問をいたします。

まず最初に、新漁業法による町沿岸漁業者と漁協経営への影響についてであります。

安倍政権は臨時国会の所信表明演説で、次は水産改革と明言し、漁業法を抜本的に改正するとし、昨年12月6日に70年ぶりとなる新漁業法が、説明したら切りがないと水産庁長官が答弁をしたり、県職員への説明配付資料を回収したりと漁民には事前に改定案の内容を知らせない異常な対応をわずかな国会審議で新漁業法を成立させたものであります。特に、その中で漁民に丁寧な説明をの声もむなしく、また漁業現場の声をまともに聞かないままに国会で強行採決された訳であります。これは2018年、つまり昨年の臨時国会で改悪を強行した改定漁業法の2020年度の施行をにらんでのこととなっております。それまでに水産庁の法案説明を聞いたのは、全国955沿海漁協のうち、わずか77漁協、このうち55漁協が県議会から懸念意見書を提出しており、香川県の漁協もそのうちに含まれておりました。

そして、戦後のルールを壊し、漁協、地元優先廃止、海の議会である、つまり海区漁業調整委員会を改悪、行政の下請化などが進められ、戦後の漁業制

度をひっくり返す大改革で、漁業協同組合や漁業者を優先してきた制度を見直し、企業参入を広げる方向の内容となっております。

世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すとして施政方針の演説を行った安倍首相でしたが、その意向に沿って新漁業法では、1、養殖用漁業権免許を漁協を通さずに知事が企業に直接免許を与える。2点目に、地元漁民に優先的に与えられた定置漁業権を知事裁量で直接企業に免許を与える。3点目に、沿岸資源を圧迫する大臣許可漁業漁船のトン数制限の撤廃。4点目に、大規模漁業を優遇し、小規模漁業経営を困窮化へ導く漁獲量割り当て、TAC制度の導入。5点目に、海区漁業調整委員会、つまり海の議会を公選制から知事の任命制に変更などを行うとしている訳であります。

水産庁は、新漁業法ができて「心配は要らない」、「予算をつけた」、「安心してよい」などと法律ができてから説明をしております。今、新漁業法が施行されたら、海の秩序は乱れ、漁業経営、漁家経営は一層困難になり、沿岸漁村の地域経済も疲弊していくのではと不安で心配されているところでもあります。新漁業法は、国連家族農業また漁業宣言や地方創生とは真逆の法律ではないかとも言われております。

そこで、お尋ねいたします。

1点目は、多度津町内の組合ごとの漁業従事者は何名いるのか、2点目に、香川中讃地区漁業組合は幾つあるのか、またその組合名と所在地及び漁業従事者数はどれぐらいあるのか、3点目に、沿岸漁業、養殖漁家、特に白方産カキに及ぼす新漁業法の影響はどうなるのか、4点目に、水産改革法案に対する町、県の考え方と対応はどうするのかを最初に4点をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の新漁業法による町沿岸漁業者と漁協経営への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

水産庁において、平成30年6月に農林水産業・地域活力創造プランが改定され、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立させることを目指し、漁業の成長産業化に向けた水産資源管理、水産物の流通構造、漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備を大きな柱とした水産政策の改革が掲げられました。その後、改正漁業法は昨年12月8日未明の参議院本会議において可決成立されました。

それでは、議員ご質問のうち、4番目の質問につきましては私がお答えをし、残りのご質問につきましては担当課長より答弁をいたします。

まず、4点目の水産改革法に関する町、県の考え方と対応はどうするのかに

ついてでございますが、本町では昨年の12月定例会において多度津町議会として漁協に免許される特定区画漁業権の継続及び海区漁業調査委員会の漁業者委員会の公選制の継続を求め、農林水産大臣及び水産庁長官並びに香川県知事に対し、水産政策の改革に慎重な検討を求める意見書を原案可決提出されております。また、県におきましても、ほぼ同様の内容で昨年10月12日付で、香川県議会として同様の意見書が提出されております。今後もこの意見書に係る改正漁業法の影響について町内各漁協及び県と情報共有を図るとともに、国の動向にも注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

それでは、議員ご質問の1点目、多度津町内の組合ごとの漁業従事者数は何名いるのかにつきまして、多度津町漁業協同組合の組合員数は38名、白方漁業協同組合の組合員数は28名、多度津町高見漁業協同組合の組合員は63名の合計129名でございます。

次に、2点目、香川中讃地区漁業組合は幾つあるのか、また、その組合名と所在地及び漁業従事者はどうかについてでございますが、まず中讃地区漁業組合連合会の構成団体数は9団体でございます。

次に、構成団体名及びその所在地並びに組合員数につきましては、坂出市は3漁協で、松山漁業協同組合、組合員数36人、坂出市漁業協同組合、組合員数47人、与島漁業協同組合、組合員数152人、宇多津町は1漁協で宇多津漁業協同組合、組合員数107名、丸亀市は2漁協で丸亀市漁業協同組合、組合員数37人、本島漁業協同組合、組合員数109人、多度津町は3漁協で多度津町漁業協同組合、白方漁業協同組合、多度津町高見漁業協同組合でございます。組合員の合計は617人でございます。

次に3点目、沿岸漁業、養殖漁家に及ぼす新漁業法の影響はどうなるのかにつきましては、町内3漁協に聞き取り調査を行ったところ、現時点では目に見える悪影響は余りないとのことございました。しかし、漁業権の優先順位の法定化が廃止されたことや、企業参入が容易となり漁場の秩序保持や漁業権の安易な転売、また漁協の操業区域が狭くなるなどの懸念があるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、再質問をいたします。

まず、町内3漁協の漁業従事者数は何名かお尋ねをいたします。また、県全体ではどのくらいの組合員がいるのか、もし分かれば併せてお尋ねをいたしますので、よろしくお願ひいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁では、各漁協の組合員数を申し上げました。組合員資格は有しているものの、病気等の理由で漁業に従事できなかった方もいらっしゃいます。各漁協によりますと、多度津町漁業協同組合は組合員数38人、実従事者数は同数の38人、白方漁業協同組合は組合員数28人、実従事者数は13人、多度津町高見漁業協同組合は組合員数63人、実従事者数は61人でございます。なお、県全体では組合員数となりますが、全体で3,841人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、白方漁協のカキへの影響はあるのかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

新漁業法による目に見えた影響はないようでございますが、漁業法の改正に伴い企業参入のハードルが下がったこともあり、企業が漁業権を得て操業を始めた場合、現在のカキの養殖棚を設置している操業区域が狭くなってしまう、また移動しなければならない可能性があるなどの影響が懸念されているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

先ほど町長から答弁がありました。意見書の提出後の反応あるいは状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

本町では、今のところ特段の変化はございませんが、香川県水産課にも確認したところ、県においても今のところ特段の変化はないようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

漁業権の種類には、漁場利用の仕方によりまして共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の3つがある訳であります。このためには、混乱を起こさずに養殖業を行うためには内湾域を利用する企業も漁民も全てが地元の漁協に加入した上で、全組合員の合意でその水面の有効利用等、環境管理に努めなければならない訳であります。漁協では、養殖漁業を利用する組合員は個人であれ、企業であれ、漁場管理のための漁場使用料納入や組合内協議参加、そして共同管理の労役作業などが義務となる訳であります。

そして、私は生物多様性が最も高い日本の海を守り、おいしい魚を食べ続け

るためにも日本の小規模、沿岸、家族漁業等、漁業集落を大切にしていかななくてはならないと考えております。

次に、種子法廃止に伴う町内、J A、生産農家への影響についてであります。

農業分野では、安倍内閣は企業利益優先のために地域農民を守ってきた種子法を廃止してしまいました。主要農作物種子法が廃止された後でも、香川県の主要農作物である米麦の生産振興を図る上で、「おいで米」や「さぬきの夢」など県オリジナル品種などの優良な主要作物の種子を現状と同水準の品質及び価格で安定的に供給できる体制を維持することは極めて重要であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、種子法廃止に伴う県及び町、そして耕種農家への影響はどのようなものがあるのか。2点目には、香川県主要農作物種子協会やJ A香川県の種子の生産と供給の役割は種子法廃止後どうなっているのか。また、優良な種子の生産と供給が円滑に行われているのかどうか。3点目には、種子法廃止に伴い、うどん県と胸を張れる種子法を条例化すべきだが、どうするのか3点についてお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の種子法廃止に伴う町内、J A、生産農家への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

種子法と言われる主要作物種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に国及び都道府県が主導し、米や麦、大豆といった主要作物の優良な種子の生産と普及を進める必要があるとの観点から、国が果たすべき役割を定めた法律でございます。

この種子法が平成30年4月1日で廃止となりました。これを受け、香川県では、従来の種子の生産と供給体制を堅持するため、香川県主要農作物採種事業実施要領を改正いたしました。この改正により、従来の種子法に規定されていた原種等の生産や奨励品種の決定や県及び香川県主要農産物種子協会並びにJ A香川県による種子の生産と供給の役割などを同県要領の中で明確化いたしました。

議員ご質問の1点目、種子法廃止に伴う県及び町、そして耕種農家への影響はどのようなものかにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、県の香川県主要農産物採種事業実施要領の改正により、本町では従来どおりの種子の生産、供給体制がとられており、現時点では種子法廃止に伴う明確な影響はないようでございます。

次に2点目、香川県主要農産物種子協会やJ A香川県の種子の生産と供給の

役割は、種子法廃止後どうなっているのか。また、優良な種子の生産と供給が円滑に行われているのかについてでございますが、まず、香川県主要農産物種子協会やJ A香川県の種子の生産と供給の役割は、種子法廃止前と変わりのない体制がとられております。体制の形態といたしましては、香川県主要農産物種子協会がJ A香川県に対して必要な種子量を通知し、J A香川県がその需要を満たせるよう生産者に働きかけます。生産者は、種子をJ A種子センターへ出荷し、そこから各農家に種子が販売されるという体制になっております。

また、優良な種子の生産と供給は、種子法廃止前と同様に県、香川県主要農産物種子協会、J A香川県による厳しい圃場管理が行われ、供給もこれまでと同様円滑に行われております。

最後に3点目、種子法廃止に伴い、うどん県と胸の張れる種子法を条例化するべきだが、どうするのかについてでございますが、各都道府県の動向を調査した結果、現在までに県単位で種子法に代わる条例を制定した例もございました。しかし、現在県では従来の体制を堅持するために要領を改正し、従来と同様の優良な種子の生産と供給が円滑に行われていることもあり、現時点での条例制定は考えていないということでもございました。

万が一、公的資金のサポートがなくなれば、将来的に生産コストが上乗せされて種子の価格が高騰し、食べ物の価格や住民生活に影響が出る可能性もございますので、町といたしましては、県やJ A香川県と情報共有を図るとともに国の動向にも注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、種子法につきまして再質問をさせていただきます。

まず第1点目には、香川県の主要農作物採種事業実施要領はいつ成立したのかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

香川県主要農作物採種事業実施要領は、昭和34年8月12日に制定されました。その後、幾度かの改正が行われ、最終の改正が平成29年11月1日に行われ、この最終改定要領が平成30年4月1日より施行されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、種子法に代わる条例を制定している県はどこかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

平成31年4月1日現在で9道県が条例を制定しております。平成31年1月25日現在で条例を制定していたのは、全国筆頭の種子産地である富山県、山形県、新潟県、埼玉県、兵庫県でございます。また、平成31年4月1日に条例制定したのは、北海道、福井県、岐阜県、宮崎県でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、種子法が廃止になった経緯について説明をお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

種子法が制定されたのは、昭和27年5月でございます。これは、第2次大戦終結のためのサンフランシスコ講和条約が発効された翌月でございます。戦中から戦後にかけての食糧難の時代を経験した日本が、食糧を確保するためには種子が大事と、主権を取り戻すとほぼ同時期に取り組んだのがこの種子法の制定でございます。これは、二度と国民を飢えさせない、国民に食糧を供給する責任を負うという国の明確な意思があったと考えられます。しかし、平成30年4月1日に種子のコストが国の財源で賄われているなど、これまでの制度では都道府県と民間企業との競争条件が対等ではなく、国が管理する仕組みが民間の品種開発意欲を阻害しているとの観点から種子法は廃止になったと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、種子法が廃止になった今後の影響について説明をお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

廃止前の種子法でも、種子の生産について民間の参入を禁じていた訳ではありませんが、種子法が廃止されたことにより民間企業、特に外国企業の参入が見込まれております。都道府県が種子事業から撤退し、民間企業のみが種子事業を行った場合は、種子の私有化が進むことが懸念されます。また、先人たちの努力で作られた品種が新しい品種を作るための素材となり、これを基につくられた品種に特許がかけられることになり、国や都道府県の遺伝資源が自由に使えなくなる、また海外へ流出してしまう懸念もあるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、町内で生産されている種子は何があるのかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

J A香川県の情報によりますと、裸麦の「一番星」、小麦の「さぬきの夢2009」、水稻の「おいで米」でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、町として種子法の条例化は考えていないのかどうかをお尋ねいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、香川県主要農作物採種事業実施要領を改正し、種子法廃止前と変わりなく適切な種子の生産及び確保ができておりますので、町単独での条例化は現時点では必要はないのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

県では、香川県の主要農作物採種事業実施要領、これを改正しただけでございます。そして、種子法の条例化はしていないということでございますので、恐らくこれは国の法律からいいますと、各県で条例化が進んでおることもありますし、ぜひ香川県でも条例化をし、これを外国からの種子をここでやはり止めなければならないと考えております。

そして、私は個人的にもこのためにも、ぜひ町も耕種農家あるいは生産農家を守るためにも条例が必要ではないかと考えております。そういう意味におきまして、今後ともこの点を検討していただきたいと思います。有難うございました。

以上、2点につきまして私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時55分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和元年6月7日  
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記